

人権教育研究推進事業の検討課題について

1. 「人権教育総合推進地域事業」、「人権教育研究指定校事業」について

(1) 「人権教育アーカイブの整備」(予算額(案): 9,900千円)の追加に伴う採択数の見直しについて

採択数を以下のとおり変更する(表中、括弧内は優先採択枠)。

《資料3「公募要領(別紙)(案)」p2、3黄色マーカー箇所》

【人権教育総合推進地域】予算額(案): 5,275千円

	一か所あたり 事業規模	採択数
令和5年度	915千円	13地域程度 (8地域)
令和6年度	753千円	7地域程度 (4地域)

【人権教育研究指定校】予算額(案): 10,250千円

	一か所あたり 事業規模	採択数	採択数		
			小学校	中学校	高等学校
令和5年度	301千円	45校程度 (24校)	15校程度 (8校)	15校程度 (8校)	15校程度 (8校)
令和6年度	301千円	34校程度 (20校)	15校程度 (8校)	12校程度 (8校)	7校程度 (4校)

※学校数及び申請・採択状況を鑑み、中学校及び高等学校の採択枠を減少させる。

※採択数の減少に伴い、重点課題以外の課題の枠を確保するため、優先採択枠を調整する。

【参考1: 学校数(令和5年度学校基本統計より)】

小学校: 18,980校

中学校: 9,944校

高等学校: 4,791校

【参考2: 令和5年度の申請・採択状況(採択数/申請数)】

小学校: 16校/24校

中学校: 16校/19校

高等学校: 10校/10校

(2) 申請書類の簡素化、審査基準の見直しについて

- ① 審査の迅速化、応募負担軽減の観点から、別途指定するものや詳細把握のため提出を依頼するもの以外の添付資料は審査対象外とする。

《資料3「公募要領(案)」p2黄色マーカー箇所》

- ② 観点が重複している審査基準を見直す。

具体的には、現行の審査基準のうち、以下の箇所。

a) 3I(1)①と3I(3)②

b) 3I(1)②と3I(3)①

c) 3I(2)②と3II<指導方法>参加型・体験型・協力型の学習活動

《資料3「審査基準(案)」p1、2》

- ③ 地域バランスを確保する観点から、加点項目である3II<その他>「平成27年度から令和元年度の5年間、本事業に対する申請がない次に挙げる県(宮城県、秋田県、山梨県、静岡県、宮崎県、沖縄県)から提出されるもの」を「過去3年間、本事業の採択実績がない都道府県から提出されるもの」に変更する。

《資料3「審査基準(案)」p3黄色マーカー箇所》

- ④ 審査委員間の採点格差を調整するため、得点について標準偏差による補正を行う。

《資料3「審査基準(案)」p1黄色マーカー箇所》

2. 「人権教育アーカイブの整備」について

- (1) 事業内容、事業の申請・実施に当たっての留意点について

《資料4「仕様書(案)」p2～、3～黄色マーカー箇所》

- (2) 総合評価基準について

《資料4「総合評価基準(案)」p2黄色マーカー箇所(別紙1、別紙2)》